

浜松市公告第738号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。当該届出及びその添付書類は、この公告の日から4月間浜松市商工部商業政策課において縦覧に供する。

平成22年8月25日

浜松市長 鈴木 康 友

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

パレマルシェ北寺島

浜松市中区北寺島町492-2

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名古屋鉄道株式会社 代表取締役 山本 亜土

3 変更事項

(1)小売業を行う者の開店時刻に関する事項

	小売業者名	開店時刻	閉店時刻
変更前	(株)パレ (有)花げん (株)いけとも (株)ワシントン (株)エルベ 石橋正己 (株)知久 (株)大創産業 スギホールディングス(株) (株)イトウ屋 ツーハンズ(株)	午前10時00分 (年52日午前9時30分) (年10日午前9時00分)	午後10時00分

変更後	(株)パレ (有)花げん (株)いけとも (株)ワシントン (株)エルベ 石橋正己 (株)知久 (株)大創産業 スギホールディングス(株) (株)イトウ屋 ツーハンズ(株)	午前9時00分	変更なし
-----	--	---------	------

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車可能時間帯	
変更前	変更後
午前9時30分～午後10時30分 (年52日午前9時00分より利用可能) (年10日午前8時30分より利用可能)	午前8時30分～午後10時30分

4 変更年月日

平成22年8月21日

5 届出年月日

平成22年8月16日